

日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 (SC 全国ネットワーク) 令和 6 年度第 2 回総会 レポート



去る令和 7 年 2 月 20 日(木)に開催された標記会議内容についてお知らせします。

協議 1. 令和 7 年度総合型地域スポーツクラブ育成計画・予算(案)について

事務局から、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2023-2027」(以下「育成プラン 2023-2027」という。)に基づく、令和 7 年度総合型地域スポーツクラブ育成計画・予算(案)について説明し、協議の結果、提案の通り承認された。

〈主な意見・質問〉

発言者	内容
代表委員 (富山県)	収支予算書(案)の「支出の部」において、ブロック別クラブネットワークアクションの予算が減額になっている。若い人たちにクラブのネットワークに入ってもらい、今後の総合型クラブの活力になっていただきたい。できるだけクラブ負担にならないようにしたく、JSPO からの支出が望めればよいと考えている。有効な予算執行をお願いしたい。
事務局	我々としても、今後ネットワークアクションに若い方々に関わってもらうために予算を確保したいと考えていたが、JSPO の令和 7 年度予算が大幅な赤字となっており、経営判断により費用を削減している。昨年、一昨年の実績より多い予算を計上しており、予算に関しては、各ブロックの裁量の幅を広げて使える方法を今後考えていきたい。 また、予算の観点から、若い方々に今後参加していただけるようなアイデアがあればご意見いただきたい。
代表委員 (静岡県)	「収入の部」に認証に係る審査料、認定料が計上されているが、審査に係る経費はどこに計上しているのか。
事務局	認証の審査については、地域のスポーツ環境基盤強化の経費に計上し、その他の経費については総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)全体の予算に計上している。
代表委員 (大阪府)	「支出の部」における運営諸費の詳細を教えてください。

事務局	主にクラブ育成課の人件費である。また、事務局全体経費のクラブ育成課に係る経費を計上している。
代表委員 (鳥取県)	地域のスポーツ環境基盤強化について、地域のスポーツ環境は最終的に市町村などの自治体でがんばっていくものではないかと考えている。本事業は各市町村におろすような事業展開は考えているのか。
常任幹事	事業の主催は都道府県だが、取組内容については市町村も参加できる事業である。各都道府県の申請段階で、市町村も参加できる委託金の使い道を考えていくことが必要だと思う。
事務局	本事業について、今年度は35道府県に申請いただいた。今後は47都道府県に活用いただきたいと考えており、令和7年度の事業にぜひ申請していただきたい。

協議 2. 総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2023-2027 の進捗状況

事務局から「育成プラン 2023-2027」の進捗状況について、令和6年度の実施状況及び令和7年度の実施内容について説明し、協議の結果、提案の通り承認された。

〈主な意見・質問〉

発言者	内容
代表委員 (大阪府)	育成プランの中に、「(5)全国的なイベントの創設」として、「登録クラブが一堂に会する全国的なイベントを実施する」とあるが、具体的な案があれば教えていただきたい。
常任幹事	現状、具体的な内容は決まっていないが、全国的なイベントをやるべきだという意見は挙がっている。

協議 3. 「総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程」の改定について(クォータ制導入に伴う改定)

事務局から「育成プラン 2023-2027」に基づく取組である「クォータ制導入に向けた検討」について、クォータ制導入に伴う「総合型クラブ全国協議会基本規程」の改定(案)について説明した。

協議の結果、まずは都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)においてこの改定(案)に関する議論を行った上で、改めてクォータ制の導入について協議することとなった。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程改定対比表

現行	改定案
第1条～第6条 〈省略〉	第1条～第6条 〈省略〉
第4章 役員 第7条(種類及び定数) 全国協議会に、次の役員を置く。 (1)幹事長 1名 (2)副幹事長3名以内 (3)常任幹事12名以上18名以内 (4)代表委員 <u>47</u> 名以内	第4章 役員 第7条(種類及び定数) 全国協議会に、次の役員を置く。 (1)幹事長 1名 (2)副幹事長3名以内 (3)常任幹事12名以上18名以内 (4)代表委員 <u>94名</u> 以内
第8条(代表委員の選出) 代表委員は、都道府県協議会が、その役員の中から <u>1名</u> を選出する。	第8条(代表委員の選出) 代表委員は、都道府県協議会が、その役員の中から <u>原則として男女1名ずつの計2名</u> を選出する。
第9条～第35条 〈省略〉	第9条～第35条 〈省略〉
附則1～6 〈省略〉	附則1～6 〈省略〉 <u>附則7</u> <u>本規程第7条と第8条を令和7年2月26日に改定。この改定は、令和9年度本会定時評議員会の終結の時から施行する。</u>

※総会出席に係る JSPO からの旅費支給は1名のみとする。

〈主な意見・質問〉

発言者	内容
代表委員 (山形県)	規程の改定では、提案理由や目的を説明する必要があるのではないか。今回、提案理由が明確でないため改めて教えていただきたい。
常任幹事	男女共同参画を進めていくために、まずは何か動き出す必要があるという考えから、本改定に至った。男女共同参画部会、常任幹事会においても議論したうえで、今回提案することとなった。
代表委員 (山形県)	アンケート結果から、男女を半々にするべきだということは読み取れない。議決権保有者を倍に増やすのはいかがなものか。都道府県に1名の代表委員ではなぜだめなのか。男性と女性で分けること自体が性差別につながっていると考え。クオータ制自体も、男女半々を求めるものではなく、女性の社会参加の目標数値や人種差別、障がい者の割合も認めていく制度である。女性を選出するための仕組みが整っていない、そのための議論もしていないため、まずは都道府県協議会で議論するための時間を設けてほしい。
代表委員 (滋賀県)	総会は、対面で直接意見を言うことができる場でなければならないと考えるため、2名分の旅費を対象とすることができるのであれば、代表委員を増やしても良いのではないかな。
代表委員 (熊本県)	クオータ制を導入することに異論はないが、何年までというゴールが決まっていなくて、まずはどうやったら女性が参画していけるのか都道府県で話し合う場が必要である。

代表委員 (島根県)	現状の自県の代表委員の選出基準に性別は関係なく、経験等を踏まえ良い人材がいたら交代するという事になっている。
代表委員 (奈良県)	女性が前に出にくいという実態はあると思うので、まずは都道府県で課題解決のための話し合いの場を設ける必要がある。
代表委員 (鹿児島県)	今後のネットワークアクションへの代表委員の関わり方も変化するのか。代表委員が2名になるということであれば、2名とも実行委員になるのか。旅費は2名分出るのか。
事務局	ネットワークアクションの実行委員に2名とも入っていただくのか、その場合旅費が出せるかについては現在検討中である。別の議論にはなるが、ネットワークアクションの実行委員の構成については、今後検討が必要であると認識している。
常任幹事	まずは都道府県で議論する時間を設け、改めて改定について議論するという意見がでたが、やはり取り組んでみなければ状況が変わらないという思いから提案したことをご理解いただきたい。
代表委員 (山形県)	規程の改定を審議する前に、まずは代表委員を選出する都道府県での議論が先であるとする。役員に女性がいない県もあるため、このような県が女性を役員に引き込んでいくような仕組みを作るには1～2年かかる。議論する時間が男女共同参画につながるのではないかと。
代表委員 (東京都)	これだけたくさん意見が出るということは提案した価値があったと思う。本件は継続審議にし、まずは都道府県で議論をする時間を設け、来年の総会で決を採ってはどうか。
代表委員 (石川県)	定数を増やすことのメリットやデメリットを考えたとき、デメリットは少ないのではないかと感じた。また、総合型クラブに携わっている女性は多いが、代表者となると少ない。この原因を明らかにしていくことも、今後の進め方のヒントとなるのではないかと。

報告 1.「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」認証制度について

事務局から、「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」認証制度における取組の進捗状況について報告した。

〈主な意見・質問〉

発言者	内容
代表委員 (愛知県)	認証基準がクリアできていれば運営団体としての役割を果たしているという認識で良いか。
事務局	認証基準では、運営団体に必要な要件を基準として設けているが、基準を満たしていても、運営団体として自治体や学校と連携し、活動を統括する役割を行っていない場合も考えられる。運営団体であることはあくまで認証に申請するうえでの前提条件である。
代表委員 (宮城県)	申請当初に基準の条件を満たしていたクラブが、認証期間の4年間に基準の条件を満たしていないという状況が生じた場合はどうするのか。
事務局	登録審査細則に「認証の特別審査」という項目がある。基準を満たさなくなった場合や、登録ができなくなった場合は、細則に基づき改めて審査を行う。認証申請時だけでなく、残りの3年の認定期間においてもチェックシートによる状況報告を行ってもらう予定である。
代表委員 (山形県)	認証制度のタイプが3タイプ挙げられているが、まずは認証制度の全体像を示して欲しい。今後タイプが増えていく予定なのか、認証はこの3タイプのみなのか、全体像については議論されているのか。また、介護予防の中に健康づくりも入っているが、健康と介護は分けて考えた方が良いのではないかと。

事務局	平成 29 年度に国で登録・認証制度が検討されていた際に、地域課題としてこれら 3 つ以外にも地域活性化や子育て世代への支援等が挙げられていた。今後タイプを増やすことも検討している。
常任幹事	認証制度は地域課題の解決に貢献するということが前提にある。地域課題を考えたときに、今後その地域課題も変化していくことが想定される。その時の状況に合わせて、総合型クラブに期待される地域課題の解決に取り組んでいるクラブを認証できるような制度にすることを考えたとき、現状この 3 タイプが挙げられている。全体像の見せ方については今後検討していきたい。
代表委員 (山形県)	「部活動の地域展開タイプ」という名称について、「部活動」という文言は学校サイドからみた表現であり、地域スポーツを担当する日本スポーツ協会の立場でいうと、ジュニアスポーツの地域一貫指導タイプのように別に適したタイプの名称があるのではないかな。
常任幹事	関係者からの理解しやすさを考えたときに「部活動の地域展開タイプ」という名称を用いているが、部活動改革の状況に応じて名称を変えることも必要と考えている。
代表委員 (青森県)	介護予防タイプは検討中とあるが、運用開始の見通しはあるのか。
事務局	介護予防タイプの基準案は現在検討中である。本タイプについては介護予防と健康増進の整理等の議論に時間を要している。来年度の運用開始を目指しているが、あくまで予定であることはご承知おきいただきたい。
代表委員 (青森県)	登録制度について、自県では登録クラブへの施設使用料の減免について県行政に要望書を出すとよいのではないかなという意見がでた。他の地域において、施設使用料の減免や補助金の獲得など、登録することで得られるメリットの事例があればお教えいただきたい。
常任幹事	登録で得られるメリットについては、具体的な事例を収集し、情報を共有したいと考えている。
代表委員 (滋賀県)	部活動の地域展開タイプにおいて、運営団体が認証申請条件になっているが、運営団体になるということは大きなリスクを抱えるということである。そのリスク以上に認証クラブになると何かメリットがあるのか。常任幹事会ではどのような議論がなされたのか。
常任幹事	総合型クラブは運営団体としての機能があるべきだと考えている。しかし、現状すべての総合型クラブが運営団体として部活動の地域展開に携わることは難しい実態があることも理解している。認証を受けたことで得られるメリットについても登録と同様に情報を共有する必要があると考えている。運営団体に限らず、総合型クラブの事業については責任を持って管理することが必要ではないかな。
代表委員 (滋賀県)	部活動の地域連携、部活動の地域クラブ活動移行、地域展開についてそれぞれ定義されていることは理解しているが、それぞれの定義の理解が各都道府県によって差があると感じている。
代表委員 (石川県)	登録クラブかどうか、どのタイプに認証されているのか、外部から分かるのか。認定されたクラブであることが分かるロゴマークを作るのはどうか。
事務局	JSPO のホームページでも登録クラブ一覧を掲載している。また、都道府県スポーツ協会においても登録クラブを周知している県もある。認証クラブについては、登録クラブ一覧と同様に、HP 上で認証クラブが分かるようにしたい。ロゴマークについても今後検討したい。
代表委員 (東京都)	部活動の委託事業は基本的に 1 年契約。4 年間認証されたところで、次年度に事業運営ができなくなる可能性がある。こういった現状の中で認証制度をスタートするのか。また、既に行政から認められている地域クラブが認証に申請する可能性は低いのではないかな。
常任幹事	地域クラブ活動は持続して運営していかなければ意味がないと考える。公的支援は恒久的に続くわけではない。自走するための手段を考えていく必要があるのではないかな。

代表委員 (熊本県)	自分たちでメリットを創出していかなければならないと感じている。自県では指定管理や行政の事業を受託する際に、登録クラブであることが役に立った。このような事例をみんなで共有していく場が必要だと思う。
代表委員 (高知県)	運営団体と実施主体への解釈が地域によって曖昧であると感じている。誰がどのように今後説明してくのか。これらの定義を整理していかなければ、現場で戸惑いが生じるのではないか。
常任幹事	先日スポーツ庁の WG では、地域クラブの定義を明確にしていこうという意見が挙がった。また、運営団体と実施主体の定義化についても触れられ、これらの定義づけが今後必要になってくると感じている。

報告 2.「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の登録基準見直しの進捗状況について

事務局から、全国協議会登録基準見直しの進捗状況について報告した。

登録基準の見直しについては、令和 7 年 2 月～3 月に都道府県協議会を対象に実施した登録基準改定案に対する意見聴収の結果に基づき、5 月開催予定の第 1 回常任幹事会にて協議を行う予定である。

〈意見・質問〉

なし

報告 3. SC 全国ネットワークの取組について

事務局から、令和 6 年度の SC 全国ネットワークの取組について、企画部会、広報部会、男女共同参画部会の 3 つの専門部会の取組に関して報告した。

〈意見・質問〉

なし

報告 4. 令和 7・8 年度 SC 全国ネットワーク代表委員の選出状況について

事務局から、令和 7・8 年度 SC 全国ネットワーク代表委員の選出について報告した。令和 7・8 年度代表委員の任期は令和 7 年 6 月 25 日開催の令和 7 年度日本スポーツ協会定時評議員会終結後から令和 9 年度日本スポーツ協会定時評議員会終結の時までとなる。

〈意見・質問〉

なし

報告 5. 総合型クラブとスポーツ少年団の連携体制の構築について

事務局から、総合型クラブとスポーツ少年団の連携体制の構築について進捗状況を報告した。

〈主な意見・質問〉

発言者	内容
代表委員 (鳥取県)	フェーズⅢに地域スポーツクラブ(仮称)が示されているが、市町村レベルでは、総合型クラブがない所もある。そういったところでは、総合型クラブではない地域のスポーツクラブや団体も巻き込んでいかなければ地域スポーツクラブの設立は難しいと感じた。地域によってさまざまな形があることをどのように考えられているのか。

常任幹事	現時点で、日本スポーツ協会の組織内組織である総合型クラブとスポーツ少年団の連携を進めることを考えている。総合型クラブとスポーツ少年団がどちらもあってもしくはどちらかしかない市区町村の割合等の実態は把握している。まずは総合型クラブとスポーツ少年団の連携から始めていくことをご理解いただきたい。
------	---

報告 6.「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」について

事務局から、スポーツ庁及び文化庁が設置した「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の進捗状況や今後のスケジュールについて報告した。

〈意見・質問〉

なし

報告 7.「認証制度」を活用した新たな支援創出に向けた要望について

事務局から、令和 7 年度から認証制度の運用を開始するにあたり、登録制度も含めた「登録・認証制度」の普及・充実のため、引き続き関係機関への提案・要望を行うべく取り組んでいくことについて報告した。

〈意見・質問〉

なし

報告 8.「JSPO における子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針」の策定について

事務局から、令和6年6月、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、通称「こども性暴力防止法」、いわゆる「日本版 DBS」の導入を盛り込んだ法律が公布されたことにあたり、JSPO としても「JSPO における子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針」を策定したことを報告した。

〈意見・質問〉

なし

その他. 登録・認証制度の意義について

事務局から、令和 7 年度から認証制度の運用を開始するにあたり、改めて総合型クラブ登録・認証制度の意義について説明した。

〈説明概要〉

総合型地域スポーツクラブ育成が国の育成モデル事業から始まって 30 年、ここまで長い間総合型地域スポーツクラブの育成が様々な機関・団体により施策として展開されてきた。長い間施策が展開されてきた理由としては、スポーツ振興基本計画(2001 年度～2011 年度)やスポーツ基本計画(第1期～第3期:2012 年度～2026 年度)等、国のスポーツ政策の中に位置づけられていることが考えられる。

登録・認証制度は、第 2 期スポーツ基本計画にてクラブの質的な向上を図るために整備の必要性が明記されており、また第 3 期スポーツ基本計画には登録・認証制度の運用開始が謳われている。つまり、登録・認証制度は国のスポーツ政策において総合型地域スポーツクラブの育成が位置づけられるうえで重要な意義を果たしているということができるとは思いますが、

国の政策の一環として位置づけられることで、行政が事業として総合型地域スポーツクラブの育成を行う根拠となり、一方で登録・認証クラブが行政から意見を求められる存在になり得ることも考えられる。

今後も国の地域スポーツ政策において総合型地域スポーツクラブの育成が位置づけられ、より総合型地域スポーツクラブが発展していくためには、総合型クラブが互いに支えあう仕組みとして「登録・認証制度」を捉えていただくこと、全国協議会、都道府県連絡協議会、各総合型クラブ等がそれぞれの立場で行政に働きかけていくことが必要であると考えている。なお、課題である「登録・認証制度」のメリット創出においても、既に実施されている事例収集・展開を共有しながら様々な所でのメリット創出につなげていきたい。

〈意見・質問〉

発言者	内容
常任幹事	SC 全国ネットワークはクラブの支援組織であるべきで現場から遠くなってしまうのではないかと懸念している。代表委員の方に県の統括をすべてしていただくのは大変。やはり都道府県スポーツ協会や行政の皆さんと上手く連携していかなければならないと感じている。各都道府県レベルでクラブへの支援の仕組みが作れるのかを考えていかなければならないのではないかな。その仕組みづくりを SC 全国ネットワーク全体でもやっていく必要があると思う。
代表委員 (山形県)	登録基準における指導者資格について、年々基準が厳しくなっている気がする。登録基準のハードルが上がると登録クラブが少なくなるのは目に見えている。地域レベルでは、指導者資格を持っていなくても地域に根差してしっかりと活動しているクラブもある。